

令和6年度 「須賀川市未来につなぐ人材確保のための奨学金返還支援事業」 手続きのしおり

本制度は、奨学金の返還を支援することにより、若者の市内定住を促進し、多様な人材の確保を目的としています。

1 奨学金返還支援金

(1) 金額 前年度に返還した奨学金相当額の2分の1（年額18万円限度）

※利子は除きます。

(2) 支援期間 修学年数の2倍（最大96か月、8年間）

2 申請期間 令和6年4月1日（月曜日）～令和6年6月28日（金曜日）

3 支援対象

次の条件を満たしている人となります。

(1) 大学など（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校）に在学中に奨学資金の貸与を受けた人（卒業後3年以内）

※卒業後3年以内

- ・令和4年3月(令和3年度)に卒業した人
- ・令和5年3月(令和4年度)に卒業した人
- ・令和6年3月(令和5年度)に卒業した人・・・令和7年度の申請となります。

(2) 市内に定住していること。

※本市の住民基本台帳に登録され、かつ当該住所地を生活の本拠としていること。

(3) 市内の企業に正社員として勤務していること。

※期間の定めのない労働契約を締結し、長期雇用を前提としていること。

※自営業者を含みます。公務員は除きます。

(4) 貸与を受けた奨学金

「日本学生支援機構の第一種、第二種奨学金」

「福島県奨学資金」

「その他市長が適当と認める奨学金」

4 申請方法

申請する時は、必要書類（商工課に設置または市ホームページからダウンロード）に記入のうえ、添付書類とともにお申し込みください。

(1) 必要書類

- (ア) 奨学金返還支援事業補助金交付申請書（第1号様式）
- (イ) 応募理由書（第2号様式）
- (ウ) 奨学金の受給・返還状況等調査及び個人情報取扱いに関する同意書（第3号様式）
- (エ) 奨学金返還支援補助金実績報告書兼請求書（第8号様式）

(2) 添付書類

- (ア) 奨学金貸与証明書
- (イ) 奨学金返還額証明書 及び 入金一覧表など支払った金額の内訳が分かる書類

【対象期間：令和5年4月～令和6年3月】

（返還する機関から取り寄せてください。日本学生支援機構は、お手元に届くまで2週間程度日数を要します。）

- (ウ) 卒業証明書 又は 修了証明書
- (エ) 在職証明書
- (オ) 住民票抄本の写し
- (カ) 市民税の納税証明書
- (キ) その他市長が必要と認める書類

(3) 申込先 経済環境部商工課まで提出してください。

5 その他

- (1) 本制度では、前年度の返還額について年度ごとに補助するため、**令和6年度に申請書を受付できるのは、令和4年3月に卒業 及び 令和5年3月に卒業した人**となります。（令和6年3月の卒業生は令和6年10月から返還開始と見込まれるためです。）
- (2) 返還した奨学金の請求は、次年度以降6月30日までに**前年度の4月**から
- (3) **3月までに返還した分**を請求することになります。
- (4) 他団体から同様の補助金を受けている場合は、申請できません。

【事務担当】 〒962-8601 須賀川市八幡町135番地

経済環境部商工課

TEL 0248-88-9143

メールアドレス shoukou@city.sukagawa.fukushima.jp